

令和6年 第3回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年3月26日（火） 午後2時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(14人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	8 番		8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
			11 番	下之門 信洋
			14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	18 番	梶山 俊孝		

4. 欠席委員(5人)

3 番	月野 貴大	12 番	六反田 達郎	13 番	大坪 幸博	17 番	池田 慎
19 番	宮原 俊郎						

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第13号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第14号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第15号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第16号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9 議案第17号 農地中間事業に係る農地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第18号 非農地証明願について
- 日 程 第 11 議案第19号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について
- 日 程 第 12 議案第20号 事務局職員の任命について

- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
 農政係長 折尾 武志 松下 剛史
 農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員，六反田委員，大坪委員，池田委員，宮原委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 14 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 3 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の 3 月をご覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうへ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，2 番大隣委員，4 番吉崎委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 3 月 26 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議長
農地係長

日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

説明いたします。4頁～9頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が30件ございました。

貸人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、借人は頰娃町郡の〇〇〇〇さん外29件です。

貸人主導によるもの12件、借人主導によるもの18件です。うち、農地中間管理事業への載せ替えは7件となっております。地目の内訳は、田3筆1,677㎡、畑61筆94,537㎡の合計64筆96,214㎡で頰娃地域13件、知覧地域8件、川辺地域9件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長
委員
議長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長
農政係長

続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

説明いたします。

資料は、11頁からになります。今回新規認定2名、再認定11名であります。

新規認定者の整理番号1番、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。甘藷及び露地野菜の経営で、新品種の導入や契約販売、機械の更新等により経営の安定に努めたいところです。

整理番号2番、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。お茶の専業農家で農地の集積・集約化や機械更新等による経営の安定に努めたいところです。

再認定11件の営農類型としては、専業が茶6件、肉用牛1件、甘藷1件、残りは露地野菜等との複合経営であります。

頰娃地域2件、知覧地域4件、川辺地域5件です。

資料の14頁から一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長
委員
議長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長

次に日程第5 議案第13号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決

定について」を議題とします。

まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。松永委員お願いします。

6 番委員

報告いたします。

17 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 18 頁から 21 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇番 外 1 筆、山林 1,053 m²で大野岳西側に位置します。申請人は農業を営んでおり、申請地は新規の国営事業に伴い、給水施設を整備することから、農用地区域への編入が必要となったものです。

申請地の北側、東側は山林に、西側南側は畑に接しており、申請地は耕作できる農地となっています。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

審議番号 1 番の農用地区域への編入につきましては、周辺において 10ha 以上の一団の農地が広がっており、良好な営農条件を備えていることから、妥当な変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 13 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、日程第 6 議案第 14 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。23 頁～24 頁の 3 条所有権移転 10 件でございます。

譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 1 筆 1,084 m²、畑 17 筆 9,420 m²の合計 18 筆 10,504 m²で理由につきましては、規模・経営拡大 3 件、家庭菜園の規模拡大 1 件、親戚からの受贈が 1 件、県外在住の譲渡人からの贈与 1 件、相手方の要望 4 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が無償のため 0 円、畑が 183 千円から 1,573 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田

が無償のため 0 円、畑 822 千円でございます。

地域別では穎娃地域 3 件、知覧地域 3 件、川辺地域 4 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 25 号～32 号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員

畑の 1,573 千円は何番でしょうか。

農 地 係

審議番号 4 番の場所で〇〇の街中に近いところの住宅の隣の筆になります。

議 長

他に御質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 14 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 7 議案第 15 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、34 号「所有権移転」の現地調査員から報告をお願いします。松園委員お願いします。

10 番委員

報告します。審議番号 1 番です。関連資料は 35 号から 39 号になります。

譲受人は枕崎市〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇，譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番，畑 859 m²で〇〇自治会に位置します。申請地の南側は畑に西側は雑種地に東側は宅地に北側は市道に接しています。

現状のまま利用しますが、よう壁を設けているので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道で処理し、日照・通風等については、高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 40 号から 44 号になります。

譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇，譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番，畑 470 m²で〇〇町自治会に位置します。申請地の北側は宅地に、西側は雑種地に、東側南側は田に接しています。

40cm 程度の盛土を行いますが、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して水路へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
5 番委員

次に、45 号「地上権設定」について東垂水委員お願いします。

報告いたします。45 号の審議番号 1 番です。関連資料は 46 号から 51 号になります。

借人は京都市の〇〇〇〇、貸人は霧島市〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は潁娃町〇〇字〇〇〇 〇〇〇番、畑 905 m²で〇〇自治会に位置します。申請地の北側南側は畑に西側は雑種地に、東側は市道に接しています。

70cm 程度の盛土と 90cm 程度の切土を行うが、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、施設内は浸透枥を設置し地下浸透させます。日照・通風等については、施設の高さが 2.2m のため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

所有権移転の審議番号 2 番の、農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

地上権設定の審議番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのこと。また、太陽光発電施設であるため、市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」による隣接所有者及び自治会長等への周知報告書が提出されています。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18 番委員 35 ㊦の土地取得費〇〇〇円は、隣接の雑種地を含めての価格ですか。

農地係長 雑種地については、自己所有地ですので農地のみの価格になります。

4 番委員 m^2 単価はいくらになりますか。

農地係長 m^2 当たり 17,500 円程度です。農地としますと高額ですが、隣の雑種地と合わせて宅地としてみれば坪単価 57,000 円程度ですのでそこまでは。

4 番委員 35 ㊦の所要面積 2,692 m^2 で換算するのですか。

農地係長 37 ㊦の〇〇〇番を合わせたのが所要面積になりますが、農地だけになりますと〇〇番で、ここを 5 条取得しますのでこの金額になります。〇〇〇番は自己所有地になりますので購入するということはないです。

議 長 他に質問はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 15 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、所有権移転の 2 件及び地上権設定の 1 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 15 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 16 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。54 ㊦～56 ㊦をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 10 件です。

設定面積は畑 21 筆 28,650 m^2 、理由につきましては規模拡大 8 件、受贈 3 件です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 187 千円でございます。地域別では、颯娃地域 7 件、知覧地域 2 件、川辺地域 2 件です。

続きまして、58 ㊦～73 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 107 件です。

設定面積は田 36 筆 26,804 m^2 、畑 136 筆 228,338 m^2 の合計 172 筆 255,142 m^2 で、颯娃地域 38 件、知覧地域 22 件、川辺地域 48 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては件数が 7 件、設定面積は田 2 筆 865 m^2 、畑 23 筆 34,926 m^2 の合計 7 筆 35,791 m^2 で、颯娃地域 2 件、知覧地域 4 件、川辺地域 1 件となっております。

す。

続きまして、75 号～79 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 22 件です。

設定面積は、田 9 筆 4,921 m²、畑 36 筆 43,744 m²の合計 45 筆 48,665 m²で、穎娃地域 9 件、知覧地域 10 件、川辺地域 4 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては件数が 6 件、設定面積は畑 18 筆 31,478 m²で、穎娃地域 1 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 28 から 30 番及び 103 番、〇〇委員が 55 番から 59 番まで、使用貸借利用権のうち〇〇委員が 14 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 16 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 16 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

それでは、関係委員の退室を求めます。

関係委員 「異議なし」の声あり

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第16号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第16号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。
(入室)

議長 関係委員に報告いたします。
議案第16号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします81ページをご覧ください。
農用地利用集積計画等促進計画の令和6年度申請スケジュールを載せてあります。農用地利用集積計画等促進計画は農政課でおこなっています農地中間管理による賃貸借等であります。
農地中間管理の賃貸借等につきましては、これまで基盤の賃貸借等と一緒に掲載してありましたが、今後は中間の事務の取り扱い変更によりまして基盤とは別にして農業委員会の意見を求めることとしました。
理由につきましては、スケジュールをみていただきたいのですが、表の一番左はしの列に契約開始日とありますが、上から2番目の令和6年6月1日に契約開始の場合、次の列の促進計画(案)の提出時期ですが令和6年4月1日から10日までに提出することになっています。これに間に合わせるために、今回の総会では2か月先の分について意見を求められることとなりました。
今月は3月なので、5月分と6月分の2か月間の計画について意見を求められており、4月10日までの促進計画の提出時期に間に合わすこととなります。
従いまして、今回5月1日開始分が82号から86号に6月1日開始分を87号から89号にのせてあります。
5月1日開始分につきましては、86筆148,908㎡の計画、6月1日開始分につきましては、70筆110,454㎡の計画となっています。
以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、5月1日契約開始分で〇〇委員が81番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 16 号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長

引き続き、議案第 17 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

それでは、関係委員の退室を求めます。

関係委員

「異議なし」の声あり

(退 室)

議長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 17 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第 17 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長

次に、日程第 10 議案第 18 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。松村委員お願いします。

16 番委員

報告いたします。91 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 92 頁から 96 頁になります。

申請地は川辺庁舎から東に約 3.2 km の〇〇自治会に位置します。申請者が平成 31 年に相続する前から農地として利用しておらず、杉や雑木が生い茂り現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 97 頁から 104 頁になります。

申請地は川辺庁舎から東に約 3.2 km の〇〇自治会周辺に位置します。

申請者の母から相続した土地等は昭和 57 年頃から農地として利用しておらず、杉や雑木が生い茂り現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 18 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 18 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長

次に、日程第 11 議案第 19 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は、106 頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進と言った農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。また毎年度、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、法第 37 条の規定により、4 月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

本日は、令和 6 年度の活動目標設定（案）につきまして、御承認を頂きたいものでありますが、資料作成日と 3 月末日で数字が動く部分はあります。

107 頁の、令和 6 年度活動目標であります。

Ⅱの最適化活動の目標ですが、1 成果目標として（1）農地の集積の②の目標では新規集積面積を 94.7 ヘクタール、（2）遊休農地の解消の②

の目標では令和3年度に判明した緑区分の遊休農地 22.3ha を5年間で毎年度1/5の解消を目標とし4.5ヘクタール、前年度の新規発生分については当該年度にその全てを解消することを目標としております。108ページの
(3)新規参入の促進の②の目標では平成29年度から31年度までの各年度の権利移動面積の平均の1割以上の45.1ヘクタールになること目標としています。

次に2の活動目標ですが、(1)活動日数、1人当たり月10日を目標としております。(2)強化月間は3月を目標、(3)新規参入相談会への参加目標回数を1回としております。

以上で説明を終わりますが、内容について県から修正依頼があった場合は、修正後のものを公表させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。以上で説明を終わります

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について」は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第19号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第12 議案第20号「事務局職員の任命について」を議題とします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長 (資料により説明)

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第20号「事務局職員の任命について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第20号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

これについては、4月1日の発令となります。

議長 次に、日程第13「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農政係長 「令和6年度予算について」

「総会資料の取り扱いについて」

「4月の交流会の開催について」

以上であります。

事務局長 今後の日程について連絡

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時10分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 2番 _____

会議録署名委員 4番 _____